

役員及び評議員等の費用弁償 に関する規程

愛媛県今治市朝倉北甲356番地2

社会福祉法人 朝倉会

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人朝倉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の義務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	3,000 円	1,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000 円	1,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第四条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 理事が理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会および評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第五条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	その他
実 費	実 費	4,000 円	実 費

- 2 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第六条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬の限度額)

第七条 評議員及び役員それぞれに対して、各年度の総額二〇万円を超えない範囲で、報酬として支給することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等 (日額)	5,000 円	1,000 円	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000 円	1,000 円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等(日額)	6,000 円	1,000 円	